

MHM Asian Legal Insights

第 120 号 (2021 年 2 月号外)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

本号外のトピック

1. ミャンマー：国家緊急事態宣言の発出

はじめに

森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南アジア・南アジア各国のリーガルニュースを集めて「MHM Asian Legal Insights」を発行していますが、今回は号外 **MHM Asian Legal Insights 第 120 号 (2021 年 2 月号外)** として、ミャンマーにおける最新の情報をお送りします。今後の皆様のミャンマーにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー：国家緊急事態宣言の発出

2021 年 2 月 1 日午前 8 時に、国軍系ニュースメディアにおいて、国家緊急事態宣言が発出されたと報じられました。宣言の内容については、2 月 1 日現在、書面で公開されていない状況ですが、メディアで発表された内容をベースとして、以下、同宣言の内容・法的根拠及び今後のミャンマーでの事業継続上の留意点を説明します。

(1) 国家緊急事態宣言の内容及び法的根拠

(a) 国家緊急事態宣言の内容

報道によれば、国家緊急事態宣言が出された背景として、先の選挙における有権者リストの不正に対する対応が取られず、議会の開催の延期の要請も受け入れられなかったことは、連邦・国民の分裂及び国家主権の喪失を引き起こすものとして、憲法 417 条に基づき、国家緊急事態宣言を発令するとされています。そして、有権者リストの確認を含めた必要な行為を行うため、立法、行政及び司法の権限は、憲法 418 条 1 項に基づき、国軍司令官に委譲されること、同宣言はミャンマーの国土全土に及ぶこと、同宣言の期間は 1 年間であることとされています。

(b) 法的根拠

ミャンマーの 2008 年憲法では、第 11 章において国家緊急事態について規定しており、417 条では、①大統領が、②国家主権を暴動、テロ等の非合法かつ強制的手段

MHM Asian Legal Insights

を用い奪取しようとする企てが存在する場合、又は、連邦・国民の分裂及び国家主権の喪失を引き起こす緊急事態が発生した場合も若しくはこれが発生するであろうと判断する十分な理由がある場合に、③国防・治安評議会と協議の上、大統領令を発出し、国家緊急事態を宣言することが出来ると規定しています。この大統領令には、大統領令が国家全土に法的効力を及ぼし、その公布日より1年間法的効力を有する旨、規定しなければならないとされています。

また、同憲法418条1項では、国家緊急事態宣言が発出された場合、大統領は、立法・行政・司法の各権を国軍司令官に委譲する旨宣言しなければならず、その宣言がなされた日をもって、全ての議会は立法機能を停止し、議会は自動的に解散したものと見なすと規定しています。

メディアの報道によると、今回の国家緊急事態宣言は、上記の417条及び418条に基づくものということであり、これらの条文を根拠としているようです。しかしながら、憲法417条では、宣言を出せるのは大統領であると規定しているところ、報道では、大統領ではなく、国軍出身のミン・スエ副大統領が大統領代行として署名したと報じられています。憲法73条1項では、大統領が辞職、死亡、職務継続が出来なくなった場合等の理由で大統領職に空席が出来た場合には2名の副大統領の内、大統領選挙の時に2番目に票の多かった者が大統領代行として任務を遂行すると規定されており、ミン・スエ副大統領による代行としての署名は、この規定に基づく整理されている可能性があります。

なお、国防・治安評議会での議論の内容として、事態が鎮静化した後で、公正な選挙を行うことについて報道されています。これが行われた場合、国家緊急事態宣言の期間として規定されている1年を待たずに、同宣言が失効する可能性もあります。

(2) ミャンマーでの事業継続上の留意点

現在、ヤンゴンではコロナを理由とする stay home order が出されている状況ですが、これに加えて、今回の国家緊急事態宣言に起因する外出禁止令が出されることも想定されます。そうした状況により、契約の履行が出来なくなった場合には、契約書の中に不可抗力条項があればそれが適用されるか否か、また、ミャンマーの契約法56条に基づく Frustration を主張して契約上の義務履行を免れることが出来ないかという点を検討することが必要となります。これらの点についてはコロナ禍で既に検討済みの事業者も多いと思われます。こうした経験を活かして冷静に対応し事業を継続することが肝要と思われます。

MHM Asian Legal Insights

弊所ヤンゴンオフィスの執務状況について

弊所ヤンゴンオフィスは、本日から事態が落ち着くまでは当面、リモートでの自宅勤務となりますが、通常どおり執務を続けております。弊職らが居住するヤンゴンの中心部であるカバエパゴダ通りを先ほど見て参りましたが、バスやタクシーなども走っており、少なくともこの周辺では大きな混乱は起きていないように見受けられます。こうした状況につきましても注意深くモニターし、必要に応じて皆様にアップデートを差し上げるようにいたします。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

※オフィスの移転に伴い、2020年3月10日より電話番号が変更になりました。

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com